

# ～ 東久留米市 空き家等実態調査アンケート ～ 「アンケート調査票」(案)

資料4-2

あなたの所有されている、または管理されている

東久留米市〇〇町〇〇地番 (住所:東久留米市〇〇町〇〇番〇〇号)

の建物についておたずねします。

※当該建物が複数の方で共有または管理されている場合は、代表の方にお送りしています。

## ～ アンケート記入にあたってのお願い ～

- 別紙「ご協力のお願い」を読んでいただき、アンケートの趣旨をご理解のうえ、ご回答ください。
- ご記入は、あて名のご本人もしくはご親族にお願いいたします。

### お願い

本アンケートでは、日常的に人が居住していないと思われる住宅を「空き家」としています  
次のいずれかに該当する場合にはアンケートにお答えいただく必要はありません。  
該当するチェック欄に印をつけ、アンケートを返信してください。

- その建物に日常的に人が居住している(空き家ではない)
- その建物は共同住宅で、1世帯でも居住している入居者がいる
- その建物は売却済みまたは解体済み(または最近、売却先・解体が決定した)
- その建物に心当たりがない

本アンケートの回答者について教えてください。

ご住所

---

ご氏名

---

電話番号

---

※ご近隣の方からの相談につき、市からのご連絡を円滑に行う為、ご記入にご協力ください。

本アンケートの回答者は、建物の所有者からみてどのような関係ですか  
(1つだけに○)

1. 所有者本人(1人で所有している)
2. 所有者本人(共有者がいる)
3. 所有者の配偶者
4. 所有者の子ども
5. 所有者の親
6. 所有者の親族 (所有者からみた関係: )
7. その他のご関係者 ( )

本アンケートは、建物の所有者を前提に作成しています。建物所有者でない方がご回答される場合は、建物所有者や建物を管理している方のお考えに近いものを選んでいただけますようご協力お願いします。

## 所有者の方についてお聞かせください

問 1

建物の所有者の方の年齢について、共有者の方も含めて教えてください。  
(いくつでも○)

- |           |             |           |           |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 30歳未満  | 2. 30～39歳   | 3. 40～49歳 | 4. 50～59歳 |
| 5. 60～64歳 | 6. 65～69歳   | 7. 70～74歳 | 8. 75～79歳 |
| 9. 80歳以上  | 10. 亡くなっている | 11. わからない |           |

## 空き家となった時期をお聞かせください

問 2

建物に、日常的に人が居住しなくなってから、どのくらい経ちますか。  
(1つだけに○)

- |            |          |          |           |
|------------|----------|----------|-----------|
| 1. 1年未満    | 2. 1年～2年 | 3. 3年～5年 | 4. 6年～10年 |
| 5. 11年～20年 | 6. 21年以上 | 7. わからない |           |

## 空き家となった理由をお聞かせください

問 3

その建物が、「空き家となったきっかけ」は次のどれに該当しますか。  
(いくつでも○)

1. 住んでいた方(元所有者)が亡くなった(相続人が決まっていない)
2. 相続により取得したが、居住する住宅が既にある
3. 家庭の事情などによる転居
4. 建物の不便による転居
5. 立地の不便による転居
6. 住宅周辺の環境
7. 賃貸や資産運用などのため取得したが、現在使用していない
8. 一時的退去(建て替えなど)
9. その他
10. わからない

## 空き家のままである理由をお聞かせください

問4

その建物が、「空き家のままである理由」は次のどれに該当しますか。  
(いくつでも○)

1. 不動産流通(売買・賃貸)や費用(増築・修繕・取り壊しなど)の問題がある
2. 法令制度(固定資産税増額・建築基準法の再建築不可など)の問題がある
3. 相続や権利者(建物・土地の所有者が異なる)などとの問題がある
4. 利用する見込みがある
5. 特に問題が起きていないので、今のままにするつもり
6. 特別な理由は無い
7. その他
8. わからない

## 建物の今後の予定をお聞かせください

問5

その建物を処分する予定はありますか。(いくつでも○)

1. 現在、売却や賃貸(又は両方)を募集している(または検討中)
2. 解体をする予定
3. なんらかの処分をしたいが、関係者の意見がまとまらない
4. 当面の間、処分の予定はない
5. 特に決めていない
6. その他

空き家を危険な状態で放置すると...

**固定資産税等の額が  
大幅(約4倍)に上昇します**

## 近隣の方との状況についてお聞かせください

問6

その建物の近隣にお住まいの方に、緊急連絡先を伝えていますか。  
(1つだけに○)

1. 伝えている
2. 伝えていない

問7

建物でお困りの点や、今後を考える上で「心配していること」はありますか。  
(いくつでも○)

【維持管理について】

1. 遠方に住んでいるため、頻繁に来ることができない
2. 年齢や健康上の理由で、頻繁に来ることができない
3. 定期的な管理を頼める人がいない
4. 業者に見回りを頼みたいが、費用が無い
5. 業者に建物の修繕を頼みたいが、費用が無い
6. 業者に庭の手入れを頼みたいが、費用が無い
7. 権利者が複数いて、維持管理が進められない
8. 近隣や通行人等から苦情が寄せられている

【家庭事情について】

9. 戻って住みたいが、事情により不在が続く

【資産運用について】

10. 買い手をさがしているが見つからない
11. 借り手をさがしているが見つからない
12. 建て替え・増改築・修繕・取り壊しをして運用したいが資金がない

【税金や所有権について】

13. 固定資産税など税制上の負担が増すため、取り壊しが難しい
14. 建築基準法の接道義務のため、建て替えが難しい
15. 相続の手続き(登記など)が済んでいない
16. 親族の間で、相続や相続分についての話がまとまらない
17. 将来の相続に不安がある
18. 建物と土地の所有者が違う
19. 権利者が複数のため、今後の利用について話がまとまらない

【建物および周辺環境について】

20. 建物の建て替え・増改築・修繕・取り壊しの方法がわからない
21. 建物の傷みや設備の古さのため、住むには不便である
22. 最寄り駅や買い物先、病院などの距離が遠く、不便である
23. 建物の近隣にお住まいの方との人間関係がうまくいっていない

【その他】

24. 困っている点、心配していることはない

## 空き家に関する制度について

問8

空き家に関する制度などについて、知っている（利用したことがある）ものがありますか。（いくつでも○）

1. 東久留米市の空き家に関する無料相談窓口（専門家相談※協定団体）  
（相続などの手続き・不動産・建物・敷地境界・融資・維持管理など）
2. 東久留米市空き家バンク ※登録物件募集中！  
（福祉利用や移住などで利用したい方の申し込みが多数あります）
3. 東京都 空き家ワンストップ相談窓口  
（東京都で設置した、空き家の利活用について相談できるワンストップ窓口）
4. 被相続人居住用家屋等確認申請（相続した空き家を売却した場合のみ）  
（空き家の譲渡所得を3,000万円控除する制度。利用には条件あり）
5. 知らない・わからない

詳しくは、同封のチラシ又は  
東久留米市環境政策課（042-470-7753直）まで

以上で、アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございます。

最後に自由記載欄があります。

■建物の管理や有効活用などについて、ご要望やご意見などありましたらご記入ください。

このたびは、本アンケートにご協力いただき誠にありがとうございました。

この回答用紙は、同封の返信用封筒に入れ

令和7年△△月△△日(△)までに

郵便ポストへ投函してください。（切手不要）

アンケート結果は今後の施策検討の資料といたします。また、ご記入いただいた住所等の個人情報については、東久留米市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うとともに、空家についてのご連絡など、東久留米市が行う空家等対策業務のために利用します。その他の目的では利用いたしません。

【アンケートに関する問い合わせ先】

東久留米市環境政策課生活環境係 TEL:042-470-7753(直通)

受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00(平日のみ)